令和7年度 玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和7年度 玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託を実施するにあたり、 当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

- 2 業務委託の概要
 - (1) 委 託 名 令和7年度 玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託
 - (2) 業務目的 現在、庁舎の出退表示盤の故障が増えてきており、機器が古く製造中 止になっているものがあり部品交換ができない状況である。また、豆 電球を使用している機器で、頻繁に交換を行うためコストがかかっ ている。これらのことから庁舎内の出退表示盤を一斉更新し、適切に 出退が確認できるようにする。
 - (3) 業務内容 別紙「令和7年度 玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託仕様 書」(以下「仕様書」という。) のとおり
 - (4) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
 - (5) 委託上限額 4,290,00円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること、及び同条第2項の規定による措置を現に受けていない者のほか、次の要件に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判 所からの更正手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判 所からの更正手続開始決定がされていないこと。
- (2) 玄海町における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格名簿に登録されている者であること。
- (3) 佐賀県、玄海町等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去5年以内に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した類似業務の実績を有すること(再委託による業務の実績は含まない)又は契約を確実に履行すると認められること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。 ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

- 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 前号のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 又は個人でないこと。
- (7) 佐賀県内又は福岡県内に本社、本店、支社、支店、営業所又は主たる事業所等を有する法人であること。
- 5 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の事項のとおりプロポーザル参加申請書 等を提出するものとする。

- (1) 募集方法 町ホームページで公募
- (2) 提出書類 別記 提出書類一覧のとおり
- (3) 提出期限 提出書類1~3 令和7年12月10日(水)まで 提出書類4~7 令和7年12月19日(金)まで
- (4)提出部数 提出書類1~3 各1部(正1部)
 提出書類4~7 A4フラットファイル、表紙に会社名、業務名を 記載し、6部(正1部・副5部)提出
- (5) 提出方法 持参又は郵送 ※提出期限の17時まで必着
- (6) 提出先 玄海町役場 総務課

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

TEL: 0955-52-2111 (直通)

提出書類一覧

	提出書類	摘要
1	参加申請書(様式1)	
2	会社概要	・パンフレット等でも可、様式任意
3	業務実績調書(様式2)	・本件と類似の委託業務実績 ・業務内容が分かる資料及び契約書の写しを添付する こと。
4	企画提案書	・A4版、様式任意 ・業務の実施方針(A4版、両面10枚以内)
5	業務実施体制(様式3)	・A4版1枚で簡潔に記載すること。
6	業務工程表	・様式任意
7	見積書	・A4版、様式任意・積算内訳を記載すること。・消費税及び地方消費税を含むこと。

6 参加資格審査

参加申請書等の提出資料に基づき審査を行う。また、参加資格審査結果については、参加申請書を提出した各事業者へ郵送にて通知する。

7 質疑及び回答

別紙「仕様書」の内容に質問がある場合は、質問書(様式4)を提出することとする。

- (1) 提出期限 令和7年12月3日(水)17時まで必着
- (2) 提出方法 質問書を電子メールで総務課へ提出すること(電話不可)。なお、送付の際、件名を「質問書_社名_令和7年度玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託」とすること。

E-mail: soumu@town.genkai.lg.jp

(3) 回答方法 令和7年12月5日(金)までに、参加申請書を提出した事業者全て (辞退事業者を除く。)に電子メールで回答する。回答した日以降に参加 申請書の提出があった者についても、速やかに回答する。

8 現場確認について

現場確認について、令和7年11月27日(木)から12月3日(水)までを申出期間として設けるので、希望者は期間中に12の問い合わせ先に連絡すること。

9 プロポーザルの選定方法について

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等の各種書類について、以下の方法により、令和7年度 玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」)が審査を行う。

- (1) 審査内容 プレゼンテーション及びヒアリング
 - ア 会社概要、業務実績、業務実施体制
 - イ 企画提案書(業務工程表を含む。)に沿ってプレゼンテーション ※ア・イで、持ち時間20分(ア・イの時間配分は任意)
 - ウ 質疑応答(15分)
- (2) 実施場所 玄海町役場
- (3) 実施日時 令和7年12月26日(金) 実施予定 ※時間等詳細については、後日、プロポーザル参加者に別途通知する。
- (4) 審査方法
 - ア 委員会の各委員が審査基準の配点に沿って評価した点数を合計し、最高点を得た ものを契約候補者とする。なお、最高得点が同じものが2社以上ある場合は、各委 員の採点順位で順位数の和が最も小さいものを契約候補者とする。

なお、契約候補者と契約に向けた交渉を行ったが、不調に終わった場合や欠格事項に該当した場合は、次点に選定された事業者と交渉する。

- イ 応募者が1社の場合においても審査を行うものとする。
- ウ 最高点を得た者であっても採点の結果が、全委員の合計点数が平均60点に満た ない場合については契約候補者とならないものとする。
- (5) プレゼンテーションにかかる留意事項
 - ア プレゼンテーションを行う者は、原則として本業務の事業責任者又は当該業務に 主として携わる者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外 の同席している者も可とする。
 - イ プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とする。
 - ウ プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。
 - エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。なお、モニター は町が準備する。

(6) 審査基準 (プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。)

評価項目	評価事項	配点	
各社の業務実績	・企業の類似業務実績 告示日までの地方公共団体における類似業務の実績 (件数・内容)で評価する。	10点	
業務の実施体制	・業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか評価する。・他の部門等との連携が図れているか、セキュリティやコンプライアンスが保たれているか等について評価する。	10点	
	・本業務の目的を踏まえた取組が示されているか評価する。	10点	
企画提案書の内	・業務内容について、視点や手法、手順が適切であるか評価する。	20点	
容	・本業務の効果を促進させるための独自の提案、もし くは有益な提案が積極的になされているか評価す る。	20点	
	・本業務が滞りなく遂行できるような提案内容となっているか評価する。	5点	
プレゼンテーシ ョン及びヒアリ ング	 ・内容が簡潔かつ明瞭であるか。 ・設置までの実施スケジュールが具体的かつ明瞭であるか。 ・プレゼンテーションにおいて、必要機器に関する理解のほか、質疑応答に係る対応を評価する。 	15点	
見積価格	・見積価格の妥当性について評価する。	10点	
合 計			

(7) 審査にあたる留意事項

- ア 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- イ 提出にかかる書類等については、返却しない。
- ウ 書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。なお、町が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- エ 提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- オ 電子メール等の不着等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

10 審査にかかる失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 見積書の金額が予定額を超過している場合(消費税等含む。)
- (2) 提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明がある場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- (4) 審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合
- (5) 契約締結の日までに、4に記載の参加資格を満たさなくなった場合

11 審査結果

審査結果については、プロポーザル審査に出席した各事業者へ郵送にて通知する。 なお、選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受け付けない。

12 問い合わせ先

玄海町役場 総務課

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

TEL: 0955-52-2111 (直通)

E-mail: soumu@town.genkai.lg.jp

13 スケジュール

	項目	日 程
1	公告	令和7年11月27日(木)
2	質問書受付期間	令和7年11月27日(木)~12月3日(水)
3	現場確認申出期間	令和7年11月27日(木)~12月3日(水)
4	質問書回答期限	令和7年12月5日(金)
5	参加申請書等の提出期限	令和7年12月10日(水)
6	参加資格結果通知	令和7年12月12日(金)
7	企画提案書等の提出期限	令和7年12月19日(金)
8	プロポーザル審査	令和7年12月26日(金)
9	審査の結果通知	プロポーザル審査以降速やかに
1 0	契約締結(予定)	令和8年1月9日(金)

附 則(令和7年11月27日 告示第 143 号) この要領は、告示の日から施行する。